

千葉県環境審議会について

- (1) 千葉県環境審議会の体制について
- (2) 千葉県環境基本条例（抜粋）
- (3) 千葉県環境審議会運営要綱

(1) 千葉県環境審議会の体制について

1 概要

- (1) 設置根拠 千葉県環境基本条例（第27条）
- (2) 目的 環境の保全、創造に関する基本的事項を調査・審議する
- (3) 審議会委員 24人（定数25人以内） [平成29年7月1日現在]

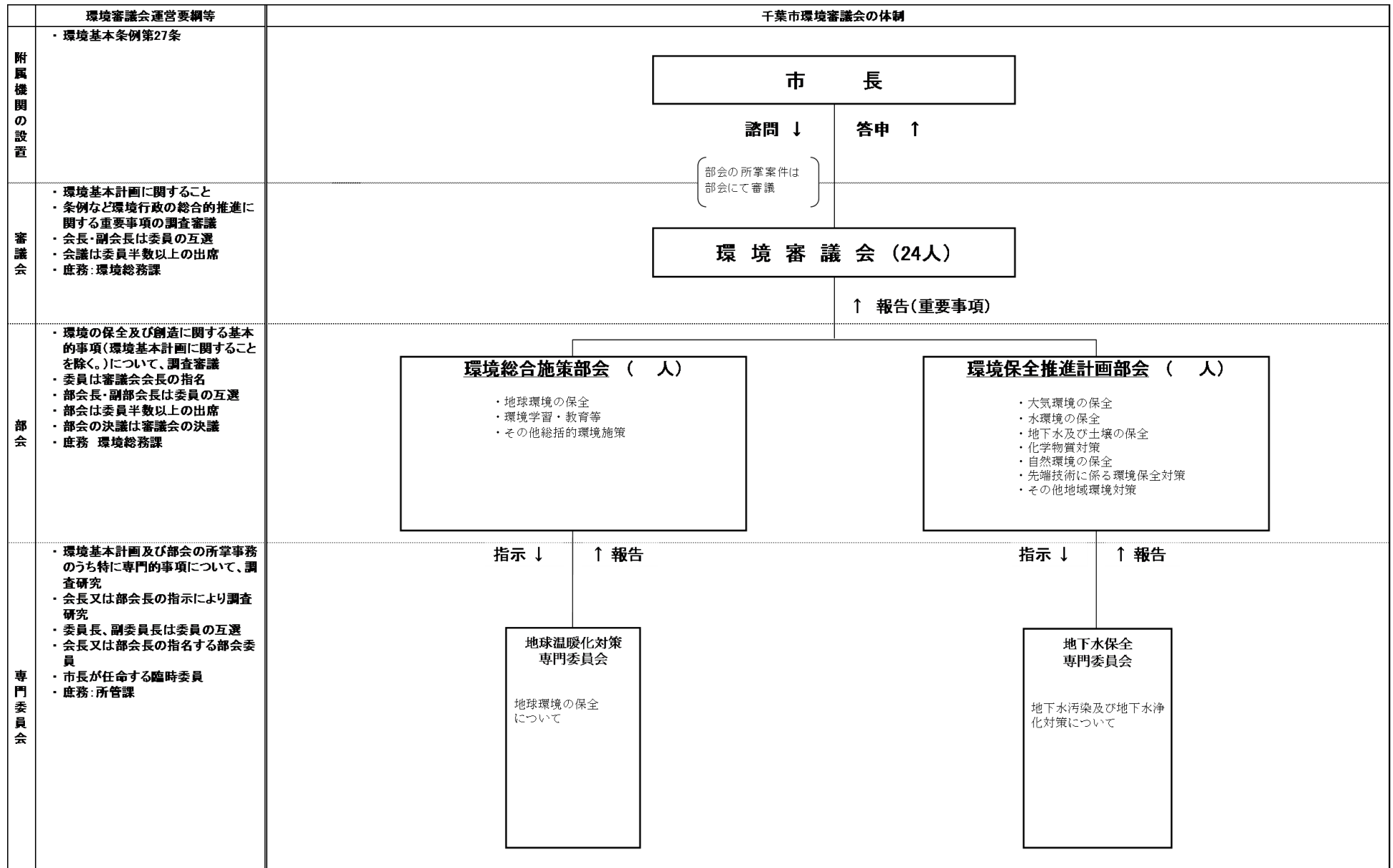
2 所掌事務

- (1) 審議会（条例第27条）
環境行政を総合的に推進する事項について調査審議するものとします。
 - ア 環境基本計画に関すること
 - イ 環境の保全及び創造に関する基本的事項

- (2) 部会（条例第28条、運営要綱第3条）
個別事項について、具体的、実質的な調査審議を行い、原則として、部会で審議を完結するものとします。なお、特に重要な事項については、審議会に報告するものとします。
 - ア 環境総合施策部会
 - (ア) 地球環境の保全に関すること
 - (イ) 環境学習・教育等に関すること
 - (ウ) その他総括的環境施策に関すること
 - イ 環境保全推進計画部会
 - (ア) 大気環境の保全に関すること。
 - (イ) 水環境の保全に関すること。
 - (ウ) 地下水及び土壌の保全に関すること。
 - (エ) 化学物質対策に関すること。
 - (オ) 自然環境の保全に関すること。
 - (カ) 先端技術に係る環境保全対策に関すること。
 - (キ) その他地域環境対策に関すること。

- (3) 専門委員会（条例第29条、運営要綱第4条）
特定の事項について専門的に調査・研究を行い、経過及び結果を審議会又は部会に報告するものとします。設置する専門委員会の名称は、次のとおりとします。
 - ア 地球温暖化対策専門委員会
 - イ 地下水保全専門委員会

図1 千葉市環境審議会 体制図 (案)



(2) 千葉市環境基本条例(抜粋)

平成6年12月21日

条例第43号

千葉市環境保全基本条例(昭和46年千葉市条例第18号)の全部を改正する。

目次

前文

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針(第9条)

第2節 環境基本計画(第10条)

第3節 環境の保全及び創造を推進するための施策(第11条—第25条)

第3章 地球環境保全の推進(第26条)

第4章 環境審議会

(設置)

第27条 環境の保全及び創造に関して、基本的事項を調査審議する等のため、千葉市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 市長は、次に掲げる事項を審議会に諮問しなければならない。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項

3 審議会は、委員25人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 市民の代表者

(3) 関係行政機関の職員

(4) 市議会議員

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 審議会に会長及び副会長を置く。

7 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

8 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

9 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会)

第28条 審議会に、前条第2項第2号に掲げる事項を調査審議するため、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員で組織する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 前条第9項の規定は、副部会長について準用する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(専門委員会)

第29条 第27条第2項各号に掲げる事項のうち、特定の事項について専門的に調査研究するため、審議会又は部会に専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、審議会に置かれる専門委員会にあつては会長が指名する委員、部会に置かれる専門委員会にあつては部会長が指名する当該部会に属する委員で組織する。

3 専門委員会に、第1項に規定する特定の事項を調査研究するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、当該特定の事項に関し専門的知識を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が任命する。

5 臨時委員は、その者の任命に係る当該特定の事項に関する調査研究が終了したときは、解任されるものとする。

(委員及び臨時委員の秘密保持義務)

第30条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(関係者の出席等)

第31条 審議会、部会及び専門委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第32条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(3) 千葉市環境審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市環境基本条例（平成6年千葉市条例第43号。以下「条例」という。）第32条の規定に基づき、千葉市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項について定めるものとする。

(審議会)

第2条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会)

第3条 条例第28条第1項の規定に基づき、別表第1のとおり部会を置き、その所掌は同表のとおりとする。

2 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

3 部会は、部会委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

4 部会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 部会の決議は、条例第28条第6項の規定に基づき、これをもって審議会の決議とする。ただし、審議結果が特に重要事項として部会の議決を得たものは、部会長が審議会に報告するものとする。

(専門委員会)

第4条 条例第29条第1項の規定に基づき、別表第2のとおり専門委員会を置き、その所属及び所掌は同表のとおりとする。

2 専門委員会は、会長又は部会長の指示に基づき調査研究する。

3 専門委員会に委員長及び副委員長を置き、専門委員会に属する委員の互選により定める。

4 委員長は、委員会の事務を掌理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 専門委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

7 委員長は、専門委員会における調査研究事項の経過及び結果を、審議会におかれる専門委員会にあつては審議会に、部会におかれる専門委員会にあつてはその所属する部会に報告しなければならない。

8 前各項に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、審議会におかれる専門委員会にあつては会長が審議会に諮って定める。また、部会におかれる専門委員会にあつては部会長が部会に諮って定める。

(庶務)

第5条 審議会及び部会の庶務は、環境局環境保全部環境総務課において処理する。

2 専門委員会の庶務は当該専門委員会を所管する課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

2 次に掲げる要綱及び要領は、廃止する。

(1) 地下水汚染調査対策検討委員会設置要綱(平成5年5月10日施行)

(2) 千葉市先端技術産業環境保全対策調査検討委員会設置要綱(平成6年1月5日施行)

(3) 千葉市環境審議会運営要領(平成7年1月17日施行)

(4) 千葉市水環境保全対策専門委員会設置要綱(平成10年3月1日施行)

(5) 千葉市大気環境保全委員会設置要綱(平成10年4月1日施行)

附 則

この要綱は、平成18年2月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月5日から施行する。

別表1

部 会 名	所 掌
1 環境総合施策部会	(1) 地球環境の保全に関する事。 (2) 環境学習・教育等に関する事。 (3) その他総括的環境施策に関する事。
2 環境保全推進計画部会	(1) 大気環境の保全に関する事。 (2) 水環境の保全に関する事。 (3) 地下水及び土壌の保全に関する事。 (4) 化学物質対策に関する事。 (5) 自然環境の保全に関する事。 (6) 先端技術に係る環境保全対策に関する事。 (7) その他地域環境対策に関する事。

別表2

	専門委員会名	所 属	所 掌
2	地球温暖化対策専門委員会	環境総合施策部会	地球温暖化対策に関する事。
3	地下水保全専門委員会	環境保全推進計画部会	地下水及び土壌の保全に関する事。